



# 熊本県公報

号外 第8号

平成30年3月23日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則…………… (くらしの安全推進課) 1
- 熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則を廃止する規則…………… (農産園芸課) 1
- 熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則…………… (市町村課) 2
- 登 載 依 頼
- 平成28年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会事務局公務員課) 3
- 熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… ( " ) 3

## 規 則

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第1号

熊本県少年保護育成条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県少年保護育成条例施行規則(昭和46年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の見出し中「携帯電話インターネット接続役務提供事業者」の次に「又は携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」を加え、同条第1項中「第18条の3第5項」を「第18条の3第6項」に改め、同条第2項中「第18条の3第6項」を「第18条の3第7項」に改め、同条第3項、第4項及び第7項中「第18条の3第7項」を「第18条の3第8項」に改める。

別記第2号様式の4及び別記第2号様式の5中「第18条の3第7項」を「第18条の3第8項」に改める。  
別記第2号様式の6中「第18条の3第7項」を「第18条の3第8項」に改め、同様に備考として次のように加える。

備考 この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第2号様式の7及び別記第2号様式の8中「第18条の3第7項」を「第18条の3第8項」に改める。

別記第8号様式の2中「第18条の3第5項」を「第18条の3第6項」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出されている申出書その他の書類は、改正後の熊本県少年保護育成条例施行規則の規定により提出された申出書その他の書類とみなす。

熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第2号

熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則を廃止する規則

熊本県主要農作物指定種子生産ほ場等審査規則(昭和28年熊本県規則第6号)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県住民基本台帳法施行条例による本人確認情報の利用及び提供に係る事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫



の6の項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「別表第2の4の項」を「別表第2の5の項」に改め、同項第1号中「第4条第2項の資料の提出の求め」を「第7条第1項の命令」に改め、同項第2号中「第6条の命令」を「第7条第2項の資料の提出の求め」に改め、同項第3号中「第9条第1項」を「第29条第1項」に、「又は立入検査」を「立入検査又は質問」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「別表第2の3の項」を「別表第2の4の項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「別表第2の2の項」を「別表第2の3の項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次の1項を加える。

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項（同法第68条第4項及び第84条において準用する場合を含む。）に規定する届出の受理又はその届出に係る事実についての審査とする。

附 則  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定（同項を同条第5項とする部分を除く。）及び同条第7項の改正規定（同項を同条第8項とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。

**登 載 依 頼**

平成28年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第2号**

平成28年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則  
平成28年改正条例の施行による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成28年熊本県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。  
(3) 切替日以降に降号（職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。次条第1項第2号において同じ。）をした職員  
第3条第1項各号列記以外の部分中「もの」の次に「（その差額が2,500円（再任用職員にあっては、2,000円）を超えることとなる職員に限る。）」を、「相当する額」の次に「から当該額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額」を加え、同項第2号中「除く。）」の次に「又は降号をした場合」を、「当該降格」の次に「又は降号」を、「（降格）の次に「又は降号」を加え、同条第2項中「もの」の次に「（その差額が2,500円（再任用職員にあっては、2,000円）を超えることとなる職員に限る。）」を、「相当する額」の次に「から当該額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額」を加える。  
第4条第1項中「もの（」の次に「その差額が2,500円（再任用職員にあっては、2,000円）を超えることとなる職員に限り、」を、「差額に相当する額」の次に「から当該額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額」を加える。

附 則  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月23日

熊本県人事委員会委員長 出 田 孝 一

**熊本県人事委員会規則第3号**

熊本県へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則  
熊本県へき地手当等に関する規則（平成6年熊本県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。  
別表第3小学校の部天草市の項中「大楠小学校」を削り、同部産山村の項及び同表中学校の部産山村の項を削り、同表義務教育学校の部高森町の項の前に次のように加える。

産山村	産山学園	1級
-----	------	----

別表第4小学校の部天草市の項中「浦和小学校」を削る。  
別表第5小学校の部上天草市の項の前に次のように加える。

天草市	有明小学校
-----	-------

附 則  
この規則は、平成30年4月1日から施行する。